

パスポート居所申請者（未成年の場合）に係る必要書類等について

令和8年4月1日現在

<p>1. 旅券発給申請書</p>	<p>18歳未満は5年用の申請書</p> <p>※18歳未満（未成年）は親権者の同意が必要</p> <p>①申請書の裏面中央部分「法定代理人署名」欄に署名</p> <p>②「旅券申請同意書（様式1）」を親権者が記入する</p> <p>この①か②いずれかの方法で同意を示す必要があります。</p> <p><u>もし、ひとり親家庭のお子さんの場合はご注意ください。</u></p> <p><u>ここでいう親権者は、戸籍で証明されている親権を有する父または母のことです。監護養育している親とは限りません。</u></p>
<p>2. 戸籍謄本</p>	<p>1通（6か月以内のもの）</p>
<p>3. 住民票</p>	<p>1通（6か月以内のもの）</p>
<p>4. 写真</p>	<p>パスポート用（縦4.5cm×横3.5cm）</p> <p>※外回りのサイズだけでなく、顔のサイズにも細かな厳しい規定があるため、スマホアプリ等で用意したものは不可。</p> <p>自動証明写真機か写真館で撮影したもの。</p>
<p>5. 本人確認書類</p>	<p>1点で良いもの</p> <p>⇒顔写真付き公的機関発行のもの（マイナンバーカード等）</p> <p>2点必要な物</p> <p>⇒顔写真付きの学生証（住所記載により居所証明可能）、各種資格確認書等</p> <p>※上記のものがない場合はお問い合わせください。</p>
<p>6. 居所申請申出書</p>	<p>窓口にて記入</p>
<p>7. 居所が証明できるもの（学生証に居所記載の場合は不要）</p>	<p>申請者が居所とされる場所で生活していることを証するためが必要です。</p> <p>⇒寮あてに届いた本人宛郵便物の封筒や居所証明書、在学証明書等</p>
<p>8. 前回取得したパスポート</p>	<p>以前パスポートを取得したことがある場合は、有効期間がきれていても提出が必要です。</p>

上記の書類を持って、申請者本人が市役所窓口で申請する必要があります。

代理人による申請は認められません。